

児童相談所における一時保護等の手続の在り方に関する検討会(11月15日)の主な意見 (事務局においてまとめたもの)

参考資料2

【意見聴取・手続参加】

- 年齢の低い子どもを含め、子どもの意向聴取をしっかりと行うべき。
- 子どもの意見を聞くのは望ましいが、子どもをどう守るかが重要である。子どもの言った内容が保護者に筒抜けになってはならない。
- 乳幼児は特に、安心・安全が確立するまで時間がかかり、その過程で行動を通して表現をしているので、それを読み取ってアドボケイトをしていくことが求められる。子どもたちを見ている職員の意見を聞くことも考えられる。
- 司法審査手続に親権者等や児童本人が参加する形とすべき。
- 司法審査で一時保護を却下されたとき、家に帰りたくないという子どもの意見を汲み取るための不服申立手続が必要ではないか。
- 司法審査とは別に、児童福祉審議会等の第三者機関が調整的な手続を担う仕組みを構築することで、行政の権限行使の適正性の簡易迅速な担保と保護者及び児童の意見表明機会の担保をそれぞれ実現できるのではないか。

【司法審査の対象とするケースの範囲】

- 親権者等が同意していても、子どもが反対しているケースは審査の対象とすべき。
- 親権者等が同意している一時保護について子どもの不同意を理由に司法審査することは、行政の権限行使ではなく親権の行使に対して裁判所が審査することとなり、親権制度との関係から慎重な検討を要する。現在、親権について法制審議会で検討が行われているところであり、その議論を待たずに児童福祉法において親権への制限を強めるのは適当なのか。また、親権者等が同意している一時保護が却下された場合、親権者等も行政も保護できないという状況が生じるおそれがあり、誰がどう子どもを守るのか制度上受け皿がない。
- 親権者等が同意しているケースであっても、児童相談所の判断で司法審査の対象とできるようにすべき。

【一時保護の要件・司法審査の基準、その他】

- 一時保護の要件の明確化により、実施可能な一時保護の範囲が狭まらないようにする必要があるが、要件が広範すぎると司法審査はほとんど却下が出ないことになる。また、司法審査でほぼ全件許可が出ることとなると、裁判所への不信感が増すだけではないか。
- 司法審査で却下された場合、その後の児童・保護者との関わり方が難しくなるため、却下時の運用について精緻な議論が必要。
- 性虐待の一時保護は外傷がなかったり話を聞くのに時間がかかるなどの難しさがあるため、運用について入念に検討する必要。
- 裁判所対応には細かな事務も多いため、法務担当職員の増員が必要。
- 一時保護の処遇そのものの改善も併せて進めるべき。
- 制度の詳細を検討する際には、実務者を含めた議論の場を設けるべき。

【面会通信制限】

- 法的には任意である指導でも、子どもを児童相談所に取られている保護者にとっては同意せざるを得ず実質は命令に近い場合があることや、保護者だけでなく児童への説明も丁寧に行うべきことに留意すべき。

接近禁止命令、面会通信制限の調査結果等について

第9回児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会（令和3年11月15日）資料

- 接近禁止命令、面会通信制限について、全225児童相談所の実態調査を行ったところ、以下の結果となった。（令和2年10月-3月）。行政指導が多い理由としては、まずは行政指導により対応することとし、相手の同意が得られなければ措置に移行するとの回答が多数であった。
- 行政指導については、司法審査の対象にはなり得ないことに留意が必要であり、まずは、司法審査の対象となる行政措置が現場において適切に実施されるように通知等で促していくべきではないか。

(1) 接近禁止命令、面会通信制限の実施状況(令和2年10月-3月)

接近禁止命令		面会通信制限	
児童虐待防止法に基づく措置	児童虐待防止法に基づく措置	児童福祉司指導	行政指導
2 件	20 件	102 件	4,987 件

出典：子ども家庭局家庭福祉課調べ

(対象：全225児相相談所)

(2) 一時保護における面会・通信制限の基準(令和2年10月-3月)

	面会制限	通信制限
すべてのケースで制限	4 箇所 (2%)	16 箇所 (7%)
原則として制限するが特定の場合は認める	108 箇所 (48%)	113 箇所 (51%)
原則として制限しないが特定の場合は制限する	108 箇所 (48%)	87 箇所 (39%)
制限しない	5 箇所 (2%)	8 箇所 (3%)

出典：子ども家庭局家庭福祉課調べ

(対象：全225児相相談所)

一時保護と子どもの意見聴取等の流れについて

- 児童相談所は一時保護の開始前又は緊急に一時保護を行った場合等には事後速やかに子どもの意見の聴取等を行い、把握した子どもの意見を司法審査の疎明資料に可能な限り記載する。
- また、意見の聴取等の内容に応じて児童福祉審議会等の第三者機関に付託し、一時保護期間中の処遇等も含め、同審議会等での調査審議を行い、児童相談所への意見具申等を通じて、子どもの意見を反映した対応につなげる。
- このように、簡易迅速な司法審査と丁寧かつ継続した児童福祉審議会等の第三者機関における調査審議を通じ、手続の適正性の確保と子どもの意見を踏まえたくみ細かい支援を行う。

一時保護の開始 (※司法審査が事後に行われたケース)

◎基本姿勢として、一時保護に当たっては子どもの意見を尊重することが求められる

◎子ども自身が保護・救済を求めているかは一時保護の要否判断の要素でもある

◎一方で、子どもの安全確保のため必要と認められる場合は、子どもの同意を得られなくても一時保護を行うが、一時保護が必要な理由を丁寧に説明し、子どもの納得が得られるよう尽力する

◎子どもの意向の把握・勘案を法律に規定し、さらに意向表明支援を入れることにより、これまで以上に子どもに丁寧に向き合った対応を図る。

